

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長（森林組合等）	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 森林組合等が平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において、貸倒引当金勘定に繰り入れる額の限度額は、通常の繰入限度額の100分の16増しとすることができる。 ・ 特例措置の内容 通常の繰入限度額の100分の16増しとする 	
関係条文	〔 租税特別措置法第57条の10、68条の59 地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4 〕	
減収見込額	（初年度） － （ ▲9 ） （平年度） － （ ▲9 ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤の強化を図り、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 森林の多面的機能の発揮には、林業生産活動と山村活力の維持は不可欠であるが、これらを取り巻く状況は厳しさを増している。 この状況を改善し、国土の保全等の森林がもつ多面的機能への国民の期待に応えていくためには、森林を良好な状態に保つことが必要であり、適切な森林整備の実施が不可欠である。 しかし、森林整備の中核的な担い手である森林組合等の経営基盤は総じて脆弱であり、本税制特例措置により債権回収のリスクを分散させ、経営基盤の強化・安定化を図ることが必要である。</p>	
要望に対応する縮減案	－	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展</p>
	政策の達成目標	森林組合等が本制度を活用し、貸付等による債権回収のリスクを分散させ、経営基盤を強化・安定化させることにより、事業規模の拡大等積極的な事業を展開し、地域における森林の整備と管理の中核的な担い手としての役割を果たす。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	森林所有者の付託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が7割程度となることを目標としている。
	政策目標の達成状況	<p>森林組合においては、組合員への貸付等に伴う債権回収のリスクに耐えうる経営基盤の構築が必要であり、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が都道府県内の7割程度となることを目標としていることから、この目標を達成し、かつ、現在進めている提案型集約化施業体制の構築を実現すべく取り組んでいるところ。</p> <p>＜森林組合に占める中核組合の割合＞ 平成17年度：33%→20年度：42%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 572件 特例適用者は協同組合等であり広範である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>平成22年度までに中核組合が都道府県内の7割程度を目標としている中、現時点の達成状況は、4割程度であるものの、森林組合の経営基盤については、徐々にではあるが着実に強化されている。</p> <p>＜森林組合に占める中核組合の割合＞ 平成17年度：33%→20年度：42%</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	本税制特例措置は、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を促進することにより、債権回収の不安の軽減及び経営基盤の強化を図ることを可能とし、組合員の負託に応えた積極的な事業展開の促進に資する重要かつ効率的な措置であり、予算措置もないことから妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	(損金算入額、減税見込額の単位：百万円)			
	区分	19年度	20年度	21年度
	対象者数	782	757	738
	適用法人数	617	615	579
	損金算入額	677	656	1,006
	減税見込額	9	8	11
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>森林組合においては、組合員への貸付等に伴う債権回収のリスクに耐えうる経営基盤の構築が必要であり、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が都道府県内の7割程度となることを目標としていることから、この目標を達成し、かつ、現在進めている提案型集約化施業体制の構築を実現すべく取り組んでいるところ。</p> <p>＜森林組合に占める中核組合の割合＞ 平成17年度：33%→20年度：42%</p>			
前回要望時の達成目標	<p>経営基盤の安定・強化を図り、森林組合等が地域の森林整備の中核的な担い手としての役割を果たす。</p>			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>森林組合の経営基盤については、徐々にではあるが着実に強化されてきており、地域における森林整備の担い手としての役割を果たすべく、事業規模の拡大、事業の多角化等積極的な事業展開を推進している。</p>			
これまでの要望経緯	<p>昭和41年度以来2年ごとに延長を要望。平成10年度の延長時に適用期間が3年となったが、平成13年度の延長時に適用期間2年となる。</p>			
ページ	20 — 3			